平成２８年（フ）第６８０号
埼玉県桶川市大字加納２番地の１　シャトレー町田Ａ－105号
債務者　神　　崇
1　決定年月日時　平成28年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１００６号
名古屋市港区稲永４丁目９番３－302号　新稲永荘
債務者　丸山　輝明
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水野　好香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月１日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５８号
鹿児島県薩摩川内市隈之城町1391番地１　フレグランスＫＮ　Ｃ棟102
債務者　中附　浩樹
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下村　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第８６０号
埼玉県鴻巣市松原４丁目２番５－105号　ロイヤルシャルム、旧住所埼玉県鴻巣市小松１丁目４番16号
債務者　志村　和男
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小沢　剛司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３２０３号
大阪府寝屋川市萱島本町６番２号
債務者　活ふぐ居酒屋てつこと　松本　哲治
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籔根　壮一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８６号
さいたま市大宮区大成町３丁目335番地　ハイネス丸友107
債務者　川上　秀樹
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白鳥　敏男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１０１５号
名古屋市中川区戸田明正３丁目702番地　戸田荘西３棟508号
債務者　岐津　忠行
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３０１９号
大阪府寝屋川市堀溝３丁目２番16号
債務者　山下　繁章
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０２０号
大阪府大東市灰塚６丁目３番21号
債務者　橋本　恵子
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１８０号
大阪市住吉区長居東４－21－２第二ハイツ泉305、住民票上の住所大阪市住吉区墨江１丁目６番５号
債務者　百合加代子
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１９１号
大阪市港区市岡１丁目21番41－706号
債務者　川松　美栄
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２４２号
大阪府東大阪市吉松２丁目12番14号　303号
債務者　大村順子こと　**呉**　　金順
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２４７号
大阪市北区長柄中１丁目３番15号　盛和ビル301号室
債務者　林田　昭一
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２６８号
大阪市住吉区南住吉２丁目９番11－402号
債務者　上西　益美
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６１号
山形県米沢市矢来２丁目３番56号
債務者　渡部　晴実
1　決定年月日時　平成28年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第７９９号
さいたま市緑区大字中尾420番地５
債務者　桂川　瑞穂
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１８号
岡山県倉敷市連島町鶴新田2797　マーク鶴新田403号室、住民票上の住所岡山市北区今岡624番地
債務者　勝岡　公司
1　決定年月日時　平成28年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係